

国民年金保険料収納事業に係るモデル事業の実施について

平成 26 年 2 月
日本年金機構

モデル事業の実施状況

1 経緯

平成 25 年 2 月に社会保障・税一体改革担当大臣の下に「年金保険料の徴収強化等のための検討チーム」(以下「検討チーム」という。)が設けられ、年金保険料の徴収体制の強化や国民年金保険料の納付率向上等について幅広い議論が行われてきた。

検討チームにおける議論において、国民年金保険料の徴収については、納付率の向上が一番の課題であり、徴収の基本的考え方を見直すことを検討するとともに、国民の年金制度に対する信頼の回復や保険料を納めやすい環境の整備も含め、納付率向上のためにあらゆる手段を講じるという方針で様々な具体策を検討すべきとしている。

市場化テスト事業については、納付督促の頻度や、納付督促の中でも効果が高い戸別訪問の件数を増加させるなど、契約内容の見直しを検討するために、まずは一部の業者に対し試行的に実施するなど、見直しの効果を確認しつつ改善していくべきであると指摘されている。

このような状況を踏まえ、一部の年金事務所において、モデル的に納付督促の頻度及び戸別訪問員の配置を見直し、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 6 か月間、事業を実施(以下「現行モデル事業」という。)している。

2 現行モデル事業の実施状況(平成 25 年 11 月末現在)

平成 25 年 11 月末現在における実施状況のポイントをまとめると、事業開始から 2 か月間して経っておらず、調査期間が短い中ではあるが、一定の傾向が読み取れる。

(1) 現年度納付月数等の比較(前年同月(10~11月)との比較)

現年度納付月数及び免除等(全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予)承認件数

	現年度納付月数	うち 納期限後納付月数	免除等承認件数
平成 24 年度(9 事務所)	584,496 月	70,419 月	32,344 件
平成 25 年度(9 事務所)	577,656 月	79,869 月	33,181 件
対前年度差 (増減率)	6,840 月 (98.8%)	+9,450 月 (113.4%)	+837 件 (102.6%)

納付率及び免除等承認率

	現年度納付率		うち納期限後納付率		免除等承認率
	(期間伸び幅)				
平成 24 年度(9 事務所)	50.2%	51.4%	3.3%	4.2%	4.3%
	(+ 1.2 ポイント)		(+ 0.9 ポイント)		
平成 25 年度(9 事務所)	51.0%	52.8%	3.4%	4.7%	4.5%
	(+ 1.8 ポイント)		(+ 1.3 ポイント)		
対前年度差	+ 1.4%		+ 0.5%		+ 0.2%

戸別訪問員による免除等獲得件数

	免除等獲得件数	[参考] 訪問員数
平成 24 年度(9 事務所)	1,127 件	33 名
平成 25 年度(9 事務所)	4,701 件	72 名
前年度差	3,574 件	+ 39 名
(増減率)	(417.1%)	(218.2%)
【再掲】	(5 事務所)	3,233 件
	(4 事務所)	1,468 件

(注) 5 事務所は、訪問員配置基準が 0.5 万人当たり 1 名の事務所。
4 事務所は、訪問員配置基準が 1.0 万人当たり 1 名の事務所。

[傾向]

- ・納期限後納付月数及び免除等承認率は、いずれも改善しているが、納期限後納付月数の改善率が 113.4% に対して、免除等承認率は 102.6% と弱い改善状況である。これは、免除手続きにおいて、免除受付から承認までの間、1 ~ 2 か月程度時間を要する影響が強いため、今後、実施結果が反映されれば、さらに改善されていくものと考えられる。
- ・戸別訪問員による免除等獲得件数は、訪問員増員率 (218.2%) と比べ、強い獲得率 (417.1%) である。

(2) 接触率等の効果の比較 (前年同月 (10 月のみ) との比較)

電話督促

	接触率	効果率	寄与率 (月/件)	[参考] 督促件数	[参考] 接触件数
平成 24 年度(9 事務所)	36.1%	15.6%	2.04 月	107,883 件	38,919 件
平成 25 年度(9 事務所)	16.7%	14.4%	2.10 月	291,454 件	48,569 件

戸別訪問

		接触率	効果率	寄与率 (月/件)	[参考] 督促件数	[参考] 接触件数
平成 24 年度(9 事務所)		37.2%	4.9%	2.24 月	10,861 件	4,035 件
平成 25 年度(9 事務所)		22.7%	2.8%	3.13 月	43,000 件	9,759 件
【再掲】	(5 事務所)	22.0%	2.9%	3.04 月	33,308 件	7,331 件
	(4 事務所)	25.1%	2.7%	3.45 月	9,692 件	2,428 件

- (注1) 5事務所は、訪問員配置基準が0.5万人当たり1名の事務所。
4事務所は、訪問員配置基準が1.0万人当たり1名の事務所。
(注2) 接触率(督促実施により接触できた件数の割合)
(注3) 効果率(接触できた件数のうち、納付した件数の割合)
(注4) 寄与率(納付1件当たりの納付月数)

[傾向]

- ・電話督促及び戸別訪問ともに、接触率は下がっているが、督促件数は3倍程度増加していることに伴い、接触件数は増加している。(電話督促は、1.25倍、戸別訪問は2.42倍)これは、納期後納付月数や免除等承認件数が改善している要因の一つと考えられる。

(3) 事業の運営に要した費用の比較(前年同月(10~11月)との比較)

督促納付月数1月あたりに要した費用及び免除等獲得件数1件あたりに要した費用。

電話督促の成果をすべて納付月数とみなしている。

戸別訪問の成果をすべて免除等獲得件数とみなしている。

委託費は、文書督促及び管理相当分は計上していない。

モデル事務所(9事務所) - 平成25年度(H25.10~H25.11)									
	1月あたり コスト(電話) (/)	1件あたり コスト(訪問) (/)	1月・件あたり コスト(小計) (/)	委託費(電話)	委託費(訪問)	委託費(小計)	実施結果(電話)	実施結果(訪問)	実施結果(小計)
合計 (平均)	630.7円	9,205.3円	1,107.4円	50,375千円	43,274千円	93,649千円	79,869月	4,701件	84,570月・件
【再掲】									
合計 (平均)	637.8円	10,335.9円	1,208.4円	32,986千円	33,416千円	66,402千円	51,716月	3,233件	54,949月・件
	617.7円	6,715.3円	919.9円	17,390千円	9,858千円	27,248千円	28,153月	1,468件	29,621月・件

再掲の上段は、訪問員配置基準0.5万人当たり1名の事務所(5事務所)、下段は訪問員配置基準1.0万人当たり1名の事務所(4事務所)。

モデル事務所(9事務所)・平成24年度(H24.10～H24.11)									
	1月あたり コスト(電話) (/)	1件あたり コスト(訪問) (/)	1月・件あたり コスト(小計) (/)	委託費(電話)	委託費(訪問)	委託費(小計)	実施結果(電話)	実施結果(訪問)	実施結果(小計)
合計 (平均)	282.0円	19,320.3円	581.9円	19,857千円	21,774千円	41,631千円	70,419月	1,127件	71,546月・件

[傾向]

- ・戸別訪問においては、平成24年度が19,320.3円に対して平成25年度は9,205.3円であり、平成24年度に対する平成25年度の費用対効果は高くなっている。
- ・電話督促においては、平成24年度が282.0円に対して平成25年度は630.7円であり、平成24年度に対する平成25年度の費用対効果は低くなっている。
- ・委託費(小計)及び1月・件あたりコスト(小計)において、平成24年度に対する平成25年度の増加率は、それぞれ2.25倍(=93,649千円÷41,631千円)1.90倍(=1,107円÷581.9円)となっており、委託費よりも1月・件あたりコストの方が効率性は高くなっている。

モデル事業の実施期間の延長

1 実施期間の延長の必要性

現行モデル事業は、予算の関係から、6か月間の期間を定め実施することとしたところであるが、短期間でかつ断片的な結果に基づき効果測定を行うことになることから、実施結果は粗い精度とならざるをえないところである。

一方、平成26年10月以降に実施する国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)の改定にあたっては、現行モデル事業の実施結果及び効果を検証し納付率改善に結び付く適切な督促方法を導入するための検討が重要であることから、より精度の高い実施結果が要求されることとなる。

このような状況を踏まえ、平成26年度予算の政府案において、一定の予算の確保ができたことから、実施期間を原則1年間延長することとし、納付や免除申請における年間トレンド等を踏まえつつ、多角的かつ精緻な効果測定を行うこととしたい。

2 実施方法

〔原則、現行モデル事業と同内容である。
 なお、変更箇所については、下線を付している。(3以降同じ。)]

実施要項「8.(3)(ク)委託内容の変更」に基づき、原契約の内容を変更して実施する。

契約変更にあたっては、達成目標や最低水準の変更は行わない。

モデル事業期間終了後、効果測定を実施し、平成26年10月以降に実施する実施要項に反映させる。

3 概要

納付督促頻度の見直し

督促頻度を高め、特に、初期及び短期未納者に対する電話での接触機会を増やすことにより、長期未納者の増加を防止し、効果的な納付に結び付ける。

通常	モデル事業
滞納者のすべてに対して、少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行う。	滞納者のすべてに対して、少なくとも3か月ごとの頻度で納付督促を行う。加えて、電話督促については、毎月の頻度で行う。

実施体制の強化

戸別訪問による納付督促の強化を図るため、特に、電話番号未収録者や長期未納者及び納付拒否者に対する面談回数を増やすことで、制度の理解を促進し、免除獲得や自主的納付に結び付ける。

なお、より効果の高い配置数を検討するため、配置条件を2パターンとし、通常と合わせて、3パターンによる効果測定を行う。

通常	モデル事業
戸別訪問員必須配置数を滞納者1.5万人に1名とする。	戸別訪問員必須配置数を滞納者1.0万人に1名又は0.5万人に1名とする。

実施事務所

納付率が低く、特に改善を要する下記の8年金事務所で実施する。

選定基準は、次の通りである。

- ・1ブロックに対して、1年金事務所とする。
 なお、滞納者数が多く、また納付率が低い「南関東ブロック」及び「近畿ブロック」については、2年金事務所とする。
- ・1民間事業者に対して、原則2年金事務所とする。ただし、地域バランス、受託規模に応じて、キャリアリンク株式会社は1年金事務所、日立トリプルウィン株式会社は3年金事務所とする。
 なお、株式会社アイヴィジットは、日本年金機構の調達において競争参加資格停止中のため、モデル事業の実施対象としない。
- ・戸別訪問員必須配置数は、民間事業者ごとに、滞納者数が最も多い年金事務所を「滞納者0.5万人に1名」、それ以外の年金事務所を「滞納者1.0万人に1名」とする。
 ただし、キャリアリンク株式会社は、1年金事務所しか実施しないため、配置基準は「滞納者0.5万人に1名」とする。また、日立トリプルウィン株式会社は、3年金事務所で実施するが、「米子年金事務所」においては、既に

「滞納者1.0万人に1名」レベルで戸別訪問員を配置しており、小規模事務所でもあることから、モデル事業の効果検証を図るため、配置基準は「滞納者0.5万人に1名」とする。

当初10年金事務所で実施予定であったが、官民競争入札等監理委員会の議了した平成25年9月12日以後、民間事業者との交渉を行った結果、土浦年金事務所のみ民間事業者の辞退があったため、現行モデル事業は9事務所で実施している。

8年金事務所は、現在実施している年金事務所である。

なお、残りの年金事務所である沼津年金事務所については、株式会社アイ・シー・アールが受託している年金事務所である。この株式会社アイ・シー・アールに対して、平成25年11月28日付で、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条第1項の規定に基づき、報告を求める指示を発出しており、国民年金保険料収納事業の適正かつ確実な実施を確保できるか、現在調査中であることから、沼津年金事務所については、モデル事業の延長を見送ることとしたい。

実施時期

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（1年間）

但し、平成24年10月開始事業の4年金事務所（東大阪、平野、米子、大分）については、原契約期間が平成26年9月30日までとなっていることから、契約期間満了をもって終了する。（6か月間）

必要経費（予定）

官民競争入札等監理委員会での議了後、民間事業者との交渉において、以下の「必要経費（税込）」金額を上限として決するものとする。なお、交渉の結果、合意に達しない場合、当該地区におけるモデル事業は実施しない。また、交渉にあたっては、前回の交渉内容を踏まえ、行うものとする。

契約地区	事務所	開始時期	必要経費（税込）	受託事業者
東北	仙台北	H25.02	40,152千円	日立トリプルウィン(株)
南関東	松戸	H25.02	148,579千円	(株)ハックスグループ
南関東	足立	H25.02	65,770千円	日立トリプルウィン(株)
近畿	東大阪	H24.10	44,952千円	(株)オリエントコーポレーション
	平野		26,645千円	
中国	米子	H24.10	11,096千円	日立トリプルウィン(株)
四国	高松西	H25.02	32,199千円	(株)ハックスグループ
九州	大分	H24.10	21,215千円	キャリアリンク(株)
計	-	-	390,608千円	-

(参考：現行モデル事業における必要経費(当初見込み))

契約地区	事務所	開始時期	必要経費(税込)	受託事業者
東北	仙台北	H25.02	19,519千円	日立トリプルウィン(株)
北関東・信越	土浦	H24.10	54,033千円	ICR()
南関東	松戸	H25.02	72,227千円	(株)ハックスグループ
南関東	足立	H25.02	31,971千円	日立トリプルウィン(株)
中部	沼津	H24.10	18,289千円	ICR()
近畿	東大阪	H24.10	43,702千円	(株)オリエントコーポレーション
	平野		25,906千円	
中国	米子	H24.10	9,589千円	日立トリプルウィン(株)
四国	高松西	H25.02	15,653千円	(株)ハックスグループ
九州	大分	H24.10	20,626千円	キャリアリンク(株)
計	-	-	311,515千円	-

ICRは、アイシーアールハックスグループシーヴィー共同企業体の略称である。

○ 必要経費(税込)の基本的な算出方法

必要経費 = 【電話督促】 + 【戸別訪問】 + 【管理費】

落札額の内訳から、電話督促分、戸別訪問督促分、管理費分を割り戻し、以下の計算式に基づいて、それぞれの経費を算出し、合算する。

【電話督促】

所要経費 = 対象事務所別落札価格() × 拡大する業務量倍数()
 ÷ 契約期間 × 12月又は6月 × 1.08(消費税)

対象事務所別落札価格 = 対象事務所の滞納者数 ÷ 地区内の全滞納者数

拡大する業務量倍数 = 2倍(8回/年(増量分:12回-4回))

÷ 4回/年(現業務量))

【戸別訪問】

所要経費 = 1人当たりの落札価格() × 事務所別拡大後の訪問員数()
 ÷ 契約期間 × 12月又は6月 × 1.08(消費税)

1人当たりの落札価格 = 落札価格 ÷ 地区内の全戸別訪問員必須配置数

事務所別拡大後の訪問員数 = 事務所別拡大後の必須配置人数 -

事務所別拡大前の必須配置人数

【管理費】

所要経費 = 電話督促の算出方法と同様である。

変更契約の額（予定）

変更後の契約金額は現契約額に上記 を追加した金額とする。

契約地区	事務所	開始時期	変更前（税込）	変更後（税込）
東北	仙台北	H25.02	<u>761,851,650 円</u>	<u>820,003,650 円</u>
南関東	松戸	H25.02	<u>985,918,871 円</u>	<u>1,134,497,871 円</u>
南関東	足立	H24.10	<u>1,280,937,000 円</u>	<u>1,346,707,000 円</u>
近畿	東大阪	H24.10	<u>788,235,081 円</u>	<u>859,832,081 円</u>
	平野			
中国	米子	H24.10	<u>417,387,600 円</u>	<u>428,483,600 円</u>
四国	高松西	H25.02	<u>488,875,441 円</u>	<u>521,074,441 円</u>
九州	大分	H24.10	<u>751,666,394 円</u>	<u>772,881,394 円</u>
計	-	-	<u>5,474,872,037 円</u>	<u>5,865,480,037 円</u>

4 効果測定

市場化テスト事業で実施している以下の調査項目を対象項目とし、特に、現年度納付率や免除獲得件数に着眼した上で、上記 4 のパターン別や前年同月比及び同規模年金事務所等との比較により、納付督促の頻度、戸別訪問員の配置数等について効果検証を行う。

- （ア）国民年金保険料の納付月数、納付率（現年度納付率）、免除等承認件数（免除等獲得件数）
- （イ）納付督促及び免除等申請手続勧奨の実施手法別の実施件数
- （ウ）全滞納者への督促の実施状況
- （エ）納付督促及び免除等手続勧奨の実施手法別の効果（接触率等）
- （オ）事業の運営に要した費用

5 官民競争入札等監理委員会議了後のスケジュール

平成 26 年 2 月	民間事業者との交渉
3 月中旬	変更契約の締結
4 月 1 日	モデル事業開始（～平成 27 年 3 月 31 日）
5 月～	モデル事業データ分析（現行モデル事業の分析を継続）
平成 26 年 8 月	平成 27 年 2 月契約更改の市場化テスト実施要項の審議（官民競争入札等監理委員会）